

議案第 49 号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成 12 年墨田区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行令の一部改正により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。